

2021.7.15

KUCA の相当期間停止中の施設管理について

京都大学複合原子力科学研究所
中央管理室

KUCA は昨年 9 月 18 日に定期事業者検査が終了し、同日付けで合格証が交付され、現在まで運転を行ってきた。1 年間経過した本年 9 月 18 日までには定期事業者検査を開始しなければならないが、現在、KUCA 燃料の米国への返送作業を順次進めているため本年 9 月以降は KUCA の運転ができなくなる予定である。新しい燃料が入手できるのは数年先となる見込のため、KUCA はしばらく長期停止状態となる。

試験炉規則の第 9 条 1 の 7 号には

「試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。」

と記載されているので、この条文に従い KUCA も施設管理実施計画の策定等の施設管理について何らかの特別な措置を講ずる必要がある。

京都大学は本年 4 月にいわゆる 3 条改正に対応した新しい原子炉施設保安規定（以下、保安規定）を施行したが、その中には相当期間停止する場合に対応した施設管理に関する記載はない。上述の通り本年 9 月から KUCA は相当期間の停止状態となるので、京都大学としては保安規定には明確に規定はされていないが、炉規則に従い停止状態であることを見据えた KUCA の「特別な施設管理実施計画」の作成等の必要な措置を講じて施設管理を実施していきたいと考えている。

なお、日本原子力研究開発機構（JAEA）は保安規定に原子炉施設の運転を相当期間停止する場合には「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を策定することが明記されている。京都大学も今後の保安規定の改定の中で JAEA のように運転を相当期間停止する場合の措置を保安規定に盛り込むかどうかを検討する予定である。

（以上）